

# 「予備講習」実践記録

## — 文科省担当官の前で講義して —

群馬大学 山崎 雄介

はじめに

今春、CEART(教員に関する勧告の適用に関わるILO・ユネスコ共同専門家委員会)調査団が来日し、その遵守状況を調査したことで話題になっている「教員の地位に関する勧告」に次のような条項がある。

教員は、その専門職としての身分またはキャリアに影響する専断的行為から十分に保護されなければならない。(第四六項)

教員は価値のある専門家であるから、教員の仕事は、教員の時間と労力が浪費されないように組織され援

助されなければならない(第八五項)。

二〇〇九年度から本実施される「教員免許更新制」が、これらの条項に完全に違反していることは火を見るより明らかである。にもかかわらず、今年度は百を超える大学・機関が「予備講習」を開設した。「予備講習」とは、大学等の申請をうけて文科省が指定した講習の試行であり、受講資格のある者がこれを受講・修了すれば、第一回の更新講習受講に替えることができるというものである。

筆者の職場、すなわち群馬大学教育学部も、予備講習を受講者を公募したものとしてはかなり早期に(五月末〜六月末の土日。五月上旬開始の千葉大学に次いで全国二番目)開催した。本稿では、筆者自身の担当科目の実践の報告を

中心にしつつ、更新講習の現状を提示したい。

### 一 なぜ「悪事」に加担せざるを得なかったか

周知のように、教員免許更新制は、講習開設をおしつけられた大学はもとより、教員免許を管轄する都道府県教育委員会からも厳しい目をむけられてきた。たとえば筆者自身が出席した昨年夏・東京での文科省による関東地区の大学むけの制度説明会でも、出席者の憤懣は会場に満ち満ちており、司会の声が小さいと「聴こえませ〜ん」と怒声が飛び、はては「マイクには指向性ってもんがあるんだから、ちゃんと口に向けて」と指導が入る始末であった。

また、説明会に先だつて大学や教委から募った質問・意見でも、「安倍内閣の『改革』ポーズづくりのための無内容な制度。安倍内閣への国民の審判も出た今、実行する必要はあるのか」(大学)、「十年経験者研修と重複するので、全部ないし一部を十年研と統合すべし」(大学、教委)、「日常的に支障なく勤務できている教員なら問題なく修了できる内容」と文科省というが、逆にその程度のものなら法律を変えてまでやる必要はない(教委)等々、露骨に批判的な

コメントがあいついでいた。

にもかかわらず、各大学がこの「悪事」に加担せざるを得ないのは、いかにこの制度が愚劣きわまりないものであれ、いったん成立してしまえば、現場教師はどこかで講習を受けざるを得ないという理由による。とくに筆者の職場も含め、地元の教育現場に毎年相当数の卒業生を送り出している学部・大学にとつて、講習不開設という選択肢は、地元の教師をいわば「路頭に迷わせる」ことになってしまいかねないので、きわめて採りにくいものである。

こうしたわけで、筆者の職場でも、開設の是非にかかわる議論はほとんどなく、副学部長をリーダーとする免許更新講習ワーキンググループ(筆者自身は当初メンバーではなかったが、予備講習の総括段階から参加している)が発足して実施に至ったのである。

### 二 群馬大学の予備講習の概要

群馬大学の予備講習は、教育学部のある前橋市内の荒牧キャンパスと、県東部の太田キャンパス(工学部の一部専攻が所在。ただし大学の占有ではなく、市の施設に同居)と